

消防署富来田分署 真里谷156 (0438) 53-2160

e-mail: sho-fukuta@city.kisarazu.lg.jp

2022年度 全国統一防火標語

担当 鈴木・長野・栗原

「 お 出 か け は マ ス ク 戸 締 り 火 の 用 心 」

野外焼却行為は原則禁止されています！

野外焼却行為は、林野火災や建物火災に繋がる可能性があり大変危険な行為の為、木更津市では例外行為を除いては原則禁止となっています。焼却行為の拡大からの火災は木更津市でも毎年多数発生しています。

1、国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

河川管理者が河川管理のために伐採した草木等の焼却、海岸管理者が海岸管理のために回収した漂着物等の焼却などが該当します。

2、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時の木くずの焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した枝等の焼却が該当します。

3、風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が該当します。

4、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

農業者が農地管理又は害虫駆除のために行う稲わらや農作物残さ又はあぜ道や用排水路等を伐採した刈草等の焼却、林業者が行う伐採した枝等の焼却、漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却などが該当します。（造園業や植木屋等は農業や林業に含みません）

5、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が該当します。

これらの焼却行為をするにあたって消防署では、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発する恐れのある行為の届出書」を受け付けています。これは、火の使用を許可するものではありません。消防署が実施状況を把握するために提出して頂くものです。提出して頂いても、気象状況や苦情などがあれば消防車で現地におもむき消火を促す可能性もあります。この届出書は消防署本署又は消防署富来田分署で受付をしています。

また、申請書は木更津市のホームページから記入例と一緒に印刷することが出来ます。

火を使用する際の注意事項

- ・ 消火するまで火の元をはなれない
- ・ 周囲の住宅に配慮し風向きや時間帯を考慮して行う
- ・ 消火用具は必ず用意すること
- ・ 日出から日没の時間帯で行う

119番は共同指令センターで受けています

平成25年4月から一部の市を除き県内2箇所(千葉市・松戸市)で119番を受け付けています。

木更津市や県内南部地区(千葉市から東西に分け東側の地域)から119番を掛けると、千葉市消防局内にある「ちば消防共同指令センター」に繋がり、通報内容を確認後に各消防本部へ連絡(出動指令)がきます。

なお、119番通報の方法はいままでどおり変わりはありませんが、消防車、救急車が向かう場所の住所は必ず市町村名からお伝えください。

併せて、携帯電話からの通報は、GPS機能が「オン」になっていると早期に通報者の位置が取得できるため、消防車・救急車が出動するまでの時間短縮に繋がります。

可能な限りGPS機能を「オン」にしてから掛けていただくようお願いします。

通報する際は慌てず落ち着いてハッキリと

119番通報するときには人によっては、気が動転し正確な情報が伝わらない可能性があります。

指令センターの職員が、ひとつひとつ順番にお聞きしますので落ち着いて火事や事故の状況などの正確な情報を伝えてください。

